

山口県公立大学法人評価委員会（第1回）の審議要旨

- 1 日 時 平成18年3月25日（土） 10:00～12:00
- 2 場 所 県庁共用第2会議室
- 3 出席委員 牛見委員、久保田委員、呉委員、小林委員、松浦委員（50音順）
- 4 委員長の選任
委員の互選により牛見委員が委員長に選任された。
- 5 委員長職務代理の指名
小林委員が委員長職務代理に指名された。
- 6 審議事項
 - (1) 中期目標・中期計画（案）
 - (2) 業務方法書（案）
 - (3) 役員報酬基準（案）

中期目標・中期計画（案）

● 委員 ◇ 委員長 □ 事務局

- 山口県立大学の特色は何で、今後どういう大学にしていきたいと考えているのか。また、法人化するに当たっての問題点、あるいは課題は何かということをまずお伺いしたい。
- 特色については、女子専門学校から65年間の伝統を持っている大学であり、これまでの蓄積、実績も踏まえ、健康と文化に着目した人づくりの役割を担っていくということだろうと思う。
- 大学としては、基本的に人を中心に、あるいは人が生活する地域、あるいは生活そのもの、これらを大学の教育研究の中心に今後とも据えていきたい。健康と文化、そして人、そしてそれらを取り巻く地域、これらをキーワードとした教育研究に特色を持たせ、あるいはそれらを通じた地域貢献をしていきたい。
- 次に課題であるが、県立大学については、これまで県庁の知事部局の一つとして、積上方式により予算措置をしていたものが、法人化後は、使途を制限しない運営費交付金を交付する仕組みになり、その交付金の配分は、法人の自律的な運営のもとで決定されることになる。し

たがって、法人の設立団体である県としては、的確に交付金の額を定める一方、税負担の問題もあることから、業務運営の状況、交付金の使途等について県民の理解が得られるよう、情報公開をはじめとする開かれた大学づくりを求めていくことになろうかと思う。

□ 大学間競争が激しくなってくる中、経済的な効率を求めるためではなく、これをきっかけに大学改革を進めていくというのが法人化の趣旨である。例えば、学生に対してきちんとした教育ができているか、地域に必要とされる大学であるか。研究にしても、基本的に税金で賄われている大学として、地域への貢献がアピールできるかなどを問い直し、教育研究の質、地域貢献などをよりよいものにし、また、さまざまな意味での大学の説明責任を果たせるようにしていきたい。

● 先行法人では、「学内の混乱が整理されていない」、「研究費が削減された」、「先生方は忙しくて大変である」、「このままでは大学の活性化ができない」などの声があるようだ。法人化というのは生易しいものではないということを改めて感じる。中期計画（案）などをみても、現場は大変ではないかと思うがいかがか。

□ 法人化を軌道に乗せていくのには大きな努力が必要であるということは感じているが、要は、大学がどれだけ一体的になって、全員野球をしていくかということにつける。大学にあっては、法人化というものを単なる経費削減ではなくて、本来の大学が持っている力をより生かすための手段にしていきたいと考えている。

□ 組織を動かすときに、一番大事なものは、人とお金だと思う。しかし、人を減らして組織がうまくいくわけではないし、お金を減らしてうまくいくわけでもない。まずは、県立大学の教職員の意識を変えていくことが大事で、人を減らすということではなく、今いる人材を今まで以上に活性化する、あらゆることに全教職員が参画してもらうということが第一だと思う。

お金については、いかに外部研究資金を導入するか、それに尽きると思う。外部研究資金については、いろいろなものがあり、それに教員が1年に一つは申請していく。最初は通らないかもしれないが、申請するためには、アイデア、エネルギーがなくてはならないし、それを形にしなくてはならない。こうしたことをやることによって、大学が活性化していくのではないかと思う。

人減らしではなく、金減らしではなくて、金を獲得すること、人、今いる人材を活性化させていくこと、それを最重点にしてやっていくということになるだろうと思う。

● 県と県立大学の協働に関して、県予算もそれなりに付いているとは思いますが、まだ足りないのではないかという感じがしている。また、県の審議会などに、県立大学の先生をもっともつと登用していったらよいのではないか。

□ 県と県立大学とが、共同研究なり、あるいは地域連携、地域貢献に関する事業展開をしてきたかといえば、やはり手薄ではなかったかという反省がある。現在、例えば、竹の装飾品、たけのこの食品加工、あるいは地産地消によるパンの開発など、いろいろな形で取り組んでいるが、まだまだの感がある。そこで、設立団体として、庁内各部局には、「県立大学は、法人化されて、県政の一翼を担っていく以上、県政の課題の解決に役割を果たしていただかなければならない。各部局は県立大学に課題を持ち込んでいただきたい。その中で、ソフト、ハードも含めて、問題の解決をしていただきたい」ということを強く言っている。

また、法人がせつかく確保した外部資金を大学から取り上げるような制度にしてはいけないということで、確保された外部資金は、大学が自由により発展的に活用できるよう財務会計制度の設計に当たり一定の配慮をしている。

もう1点重要なことは、県の政策課題の解決に資するということで、県立大学の教員を県の審議会の委員その他に登用していくということである。それだけに、県立大学にも力をつけていただきたい、他に遜色ない教職員の確保を県立大学にしていきたいと考えている。

□ 県の審議会の委員等に大学のスタッフ等が登用されれば、その人のアクティビティが上がっていく。したがって、大学側としては、ぜひとも県に登用をお願いしなければいけないと思っている。それともう一つお願いしたいのは、PRである。県民の方が大学の存在を知っていただければ、大学に対する認識も変わるだろうと思う。

● 大学の評価ということでは、最後には、教員一人一人がこういう改革の中でどうかというあたりが問われてくるだろうと思うし、県立大学の学生はどこが違うのかということになるかと思う。例えば、私学の場合だと、経営的なものを常に言われる。学生数が少なければ、教員は、学生募集も全部歩け、教えるだけの教員だったら幾らでもいる、マルチの人間でなければ要らないということになる。また、教員が保護者の方からたくさんの学費をいただいて、卒業してお返しするときに何の付加をつけるかというあたりが問われる。教員が、建学の精神に基づき、一人一人が学生中心主義でどこまでやれるか。それには教育、研究、学生の生活支援というトータルな支援がなければだめだということを常々言われている。そうい

う意味では、ただ教えるだけ、研究だけというのではなく、やはりトータルな能力を持ち合わせる教員集団というものが、新しい今からの大学人として求められていくだろうと思う。

数値目標を掲げれば、例えば、今回の中期計画（案）に示されているように、社会福祉士など非常に難しい国家試験の合格率を50%というように掲げると、そのために、教員は学生に対して、教育サービスとしてどのようなことをしていくかということが問われてくる。問われているものを具体的にしていくことで、足元を考え直す契機になるということで今回の改革には期待している。

□ 法人化の成果の要は、やはり学生数、受験者数がどれだけ確保できるか。それが一つの大きな独立行政法人化後の姿だろうというように思う。その原点は、やはり教職員が、経営感覚も含め、学生に対する現在の対応、単に学術研究だけではなくて、自分たちみずからが県政の一翼を担い、あるいは地域貢献をしていくのだという意識改革が非常に重要であろうと思う。行政みずからもコスト意識、経営感覚を持っていくということがサービスの原点であり、どれだけ受験していただけるか、あるいは学生数が確保されるかという数値が結果論として物語っていくと思う。

● 私は、山口県立大学については、昔何か短大があったかなというぐらいでしか知らなかった。岩国はどちらかというところ、経済圏が広島であり、下関あたりも、どちらかというところ、九州を向いている。特に地域貢献や、外部資金の確保という面では、よくPRをしていく必要がある。地元の人間に知られてないようだと宣伝もできないと思う。マスコミなどの宣伝にのぼるようなこともやっていくことも考えていくとよいと思う。

□ 県は、法人に運営費交付金として10数億円交付するが、その財源は、岩国の県民の方、下関の県民の方、萩の県民の方、広く県下の方々からいただく税金である。したがって、県立大学の活動を地域に偏ることなくどう展開していくかが大きな課題だろうと思う。女子専門学校から短期大学、女子大学へと変遷した経緯から、女子に特化したイメージが非常にあり、やはりPRが不十分である。大学は、全県1区で事業展開、県政への貢献をしていただきたいという強い思いを持っている。

□ サテライトカレッジについては、本年度、下関、萩には展開してきているが、岩国ではまだ展開していない。大学としては、全県的に広げていきたいと思っている。

《中期目標・中期計画（案）については、継続審議とされた。》

業務方法書（案）

《事務局から資料説明の後審議》

- ◇ 業務方法書（案）については、内容的に特に問題はないと判断をし、正式に法人から知事に対して申請があった場合には、内容が同じであれば、委員長一任ということで、承認することとしてよろしいか。

《各委員了承》

役員に対する報酬等の基準（案）

《事務局から資料説明の後審議》

- 県の特別職と同様に5%減額するということであるが、5%減額する必要があるのかなという気もするがどうか。また、評価によって報酬の額が変わることとなろうが、この場合5%減額というのはどうなるか。
- 今、地方財政が非常に逼迫しているということで、県特別職については、条例に基づいて、5%削減されている。法人役員も県特別職に準ずるものとして、一つの全体の流れの中で同様の措置をとることとしたい。各委員には御理解を賜りたい。
- 業績評価で報酬の額が変わるとき、それと5%減額の関係はどうかということについては、基本的な考え方として、年俸額のうち、17分の12が給料相当額、17分の5がボーナス相当額と、こういう仕分けを整理上しており、17分の12をした額に5%をカットすると、そういう技術的な話になってこようかと思う。この点については、またその時点で、評価委員会に必要がある場合には意見をいただくという手続を踏むことになろうかと思う。
- ◇ 役員に対する報酬等の基準（案）について、特に意見はないということとし、4月1日以降、

法人から正式に届け出がなされるわけであるが、内容が同じであれば、先ほどの審議事項と同様に、委員長一任という形で処理をさせていただくということによろしいか。

《各委員了承》

その他

《次回委員会の開催に当たり、日程調整の結果やむを得ず欠席される委員については、事務局が意見を事前に伺い、委員会に報告することとされた》